

製品修理規定

本規定は、山吉商会（以下、当社とします）が当社製品（以下、製品とします）の修理について定めるものです。

第1条 修理

当社における修理とは、製品（ハードウェアに限る）が当社にて故障と判断した場合において、故障部品の交換にて製品の機能を回復させるサービスです。

第2条 持ち込み修理

持ち込み修理とは、修理依頼品を当社へ持ち込む、または送付いただき実施する修理です。

第3条 出張修理

出張修理とは、当社技術員、もしくは当社が指定した技術員が故障した製品の設置場所へ訪問し、実施する修理です。

第4条 修理問い合わせ先、受付時間

製品に添付の保証書やマニュアル、または当社ホームページにて記載しております。

第5条 費用

持ち込み修理、出張修理のどちらも修理に関する費用は、個別にお見積りします。持ち込み修理での修理依頼品の当社受領後、もしくは出張修理注文後の修理キャンセルについては出張費用または検査費用と送料を申し受けます。

第6条 修理受付期間

当社では製品毎に修理受付期間を設定しています。修理受付期間とは無償、有償に関わらず製品の修理を受付ける期間を意味します。この期間を越えた製品に対しては修理をお断りする場合があります。当社の定める修理受付期間は下記の通りです。尚、主要部品の生産中止・採用規格の終息・その他社会情勢などにより予告なく期間を短縮する場合があります。

- A) 標準保証期間 1年間の製品 → 該当製品当社出荷日から4年間
- B) 標準保証期間 3年間の製品 → 該当製品当社出荷日から6年間
- C) その他、当社が製品販売時に個別に設定し、見積書または保証書に記載する期間、もしくは当社ホームページにて公示している期間

第7条 故障品の所有権

修理または代替にて交換した故障部品・故障製品の所有権は、修理作業または代替交換が完了した時点で当社に帰属するものとします。

第8条 交換部品

- 1). 交換部品が生産中止等の理由で入手できない時には、相当品またはそれ以上の性能を有する部品と交換する場合があります。尚、相当品またはそれ以上の性能を有する部品への交換にあたり、お客様へ基本ソフトを含むソフトウェアのバージョン変更をお願いする場合があります。
- 2). 交換に使用する部品は、各部品の製造元、および当社にて動作確認が行われた再生品を使用する場合があります。

第9条 修理完了品の保証

修理にて修理・交換をおこなった後、同一症状、かつ、同一箇所の故障が発生した場合は、修理完了日より3カ月間、無償で再修理します。ただし、修理完了日より3カ月間に修理受付期間を超える場合、無償での再修理期間は修理受付期間の残余期間が適用されます。

第10条 修理対象外

下記の状況下においては、修理をお断りする場合があります。

- 1). 日本国外で使用された場合
- 2). 機密保持等の理由により製品本体または故障部品を設置場所より移動できない場合
- 3). 記憶媒体内のデータの漏洩防止義務を当社に要求された場合
- 4). 故障内容の提示が無い場合または故障内容の確認にお客様の協力が得られない場合
- 5). 当社技術員または当社で認定した技術員以外やお客様自身で製品本体を修理、調整、改造等をした場合
- 6). 人体に有害な物質が製品本体に付着している場合、または付着していると想定される場合
- 7). インターネットオークション・個人売買による転売や譲渡で、マニュアルや警告用紙、ご使用上の注意等、添付品に欠品があり、使用方法や保証内容の説明が不十分で転売・譲渡が行われた場合

第11条 規定の変更

当社はお客様への事前の通知およびその承認なしに本規定の内容を変更できるものとします。この場合、本規定の各内容は変更後の規定によるものとします。なお、変更後の規定については、当社ホームページ等により開示するものとします。

第12条 その他

- 1). 本規定に基づき提供される内容に関して、お客様と当社との間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決するものとします。
- 2). 前項において、訴訟による解決が必要な場合には、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3). 本規定に基づき提供される保証に関しては、日本法に準拠するものとします。

以上